

令和6年度 胆沢中学校 学校いじめ防止基本方針

令和5年4月改訂

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

2 いじめの問題についての基本的な考え方

いじめは人権に関わる重大な問題であり、人として絶対に許されない行為である。また、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである。

これらの基本認識のもと、学校においては、教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる教育環境を築くこと、生徒自身の中にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが大切である。

そのためには、教職員が日常から未然防止・早期発見（積極的な認知）に努め、いじめから絶対に目を背けることなく、毅然とした態度でその解決に取り組まなければならない。

II いじめの未然防止のための取組

<本校の基本スタンス>

生徒一人一人が「認められている、人の役に立っている」という自己存在感を味わえるような教育活動の推進に取り組む。

1 教職員による指導

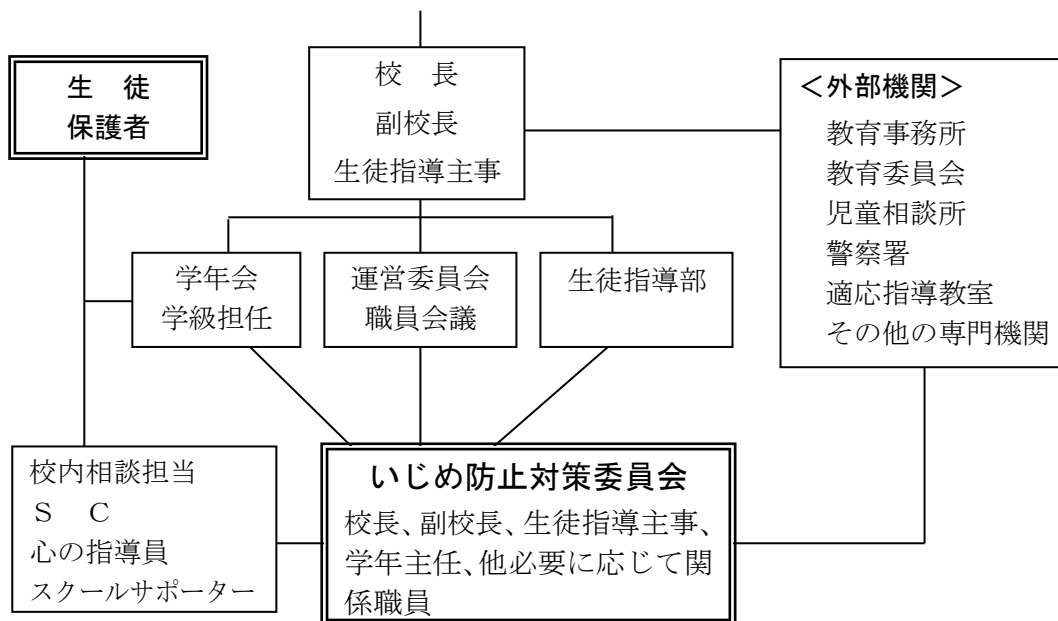
- (1) 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり（全校集団づくり）を推進する。
- (2) 授業（各教科、学活、道徳、総合）、行事、部活動等において、生徒の活動や努力を認め、自己存在感・自己肯定感を育むことに努める。
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (4) 全教職員の研修および実際の対応を検証する機会を設け、いじめ防止の共通理解の下、未然防止や解決を図る。
- (5) 教職員同士がお互いの言動に気を配り、それがいじめの発生原因とならないようくれぐれも注意する。

2 いじめ防止対策のための組織的な取り組み

(1) いじめ防止対策委員会の設置について

本校に、「いじめ防止対策委員会（既存の生徒指導委員会が基本）」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒や保護者からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。構成員は校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任とし、必要に応じて、該当学級の担任、養護教諭、教育相談係、スクールカウンセラー等を加える。

<いじめ防止対策に関わる相関図>



(2) いじめ問題対策委員会の開催時期

いじめ事案発生時に緊急に開催し、事態の収束まで随時開催する。なお、日常の生徒の状況についての情報交流は、いじめ事案に対応した職員が作成する「生徒指導事実報告書」の回覧をもって行う。

(3) いじめ防止対策のための取り組み内容

- ①いじめ防止基本方針の策定と教育課程の全体計画への位置づけ
- ②アンケート及び教育相談の実施と結果集約及び対応検討
- ③いじめ防止に関わる生徒の主体的な活動の推進
- ④いじめ防止研修会の計画と実施（全5回）※第3回は対策委員会メンバーのみ

回	内容	備考
1	基本方針および資料によるいじめ防止の研修	第1回職員会議
2	最新資料（生徒指導主事研修会等）による研修 1学期中のいじめ事案対応の検証を通じた研修	夏季休業中
3	基本方針や資料によるいじめ防止および対応の検証	対策委員会
4	2学期中のいじめ事案対応の検証を通じた研修	冬期休業中
5	年間のいじめ対応の反省と基本方針修正等の研修	3月職員会議

3 生徒の主体的な取り組み

- (1) 生徒会活動等の一環として、「思いやりの心」を大切にする運動に取り組ませる。
- (2) 各種集団活動を通して、自己表現力を高め、好ましい人間関係づくりを推進させる。
- (3) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントや作文募集の機会があれば、積極的に募集し、参加させる。

4 家庭・地域との連携

- (1) P T Aの各種会議や広報を活用し、いじめ防止の基本方針や現状を情報発信する。
- (2) 行事や授業公開を機に、保護者や地域住民に生徒の活動（現状）を見ていただく。

5 授業における取り組み

- (1) 「わかる授業」の展開を大切にし、個々の自己有用感を高める。
- (2) 一人一人の発言を大切にし、聞き合う態度の育成を図る。
- (3) グループ活動を日常的に取り入れ、コミュニケーション能力の向上を図る。
- (4) 教師と生徒の信頼関係を基盤に、共に学び合える学習環境づくりに努める。

Ⅲ 早期発見の在り方

<本校の基本スタンス>

「早期発見のチェックリスト」を活用しながら全職員が生徒を見守り、あらゆる状況や情報からいじめを積極的に認知する。

1 いじめの早期発見

- (1) 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- (2) アンケートや教育相談を定期的実施し、生徒の訴えにいち早く反応し対応する。
 - ①定期教育相談（年3回）
 - ②いじめ項目をふくんだ生活悩み調査（年3回）
 - ③保護者向けのいじめ調査（年1回）
 - ④情報モラルに関わるアンケート（年1回）
- (3) 「早期発見のためのチェックリスト」を作成し、教職員側からも生徒の小さなサインを見逃さないことに努める。なお、リスト項目は毎年見直しを行い、よりよい内容のものを目指す。
 - ①項目に該当する生徒には、進んで声をかけ、表情や反応を読みとる。
 - ②「大丈夫です。」「何でもないです。」と言われても、気になる際には周囲の教職員にその様子を伝える。
 - ③突然泣き出す、辛い気持ちを訴えることがあった際は、場所を変えて話を聞き、いじめと認知される場合には速やかに生徒指導主事（不在の場合は副校長）に口頭で報告。同時に「生徒指導事実報告書」を作成し、事実を整理する。

生徒指導事実報告書											
報告年月日	令和 年 月 日 ()										
事実発生日	令和 年 月 日 () 頃										
場所	校舎内 () 校舎外 ()										
生徒	氏名年組 ()										
保護者	氏名年組 () 父・母・他 ()										
地域	氏名 () 匿名										
事案内容	いじめ・ケンカ・器物破損・言動・紛失・暴力、傷害 情報・その他 ()										
指導 経過	*この枠に入る程度に要約して記入して下さい。足りない場合は別紙でも構いません。										
対応	対象生徒への指導は した ・ していない 被害生徒の保護者に連絡 した ・ していない 加害生徒の保護者に連絡 した ・ していない その他行った指導 ()										
記載者氏名											
校長		副校長		主幹		指導部長		学年長	1年	2年	3年
	指示・お願い等										
いじめ防止対策委員会	いじめ・いじめ以外 いじめの判断は対策委員会で行う (運営委員会)										

@最新版が指導部フォルダにあります

早期発見のためのチェックリスト

No.	時系列	観察するポイント	
1	登校・朝の会	遅刻・欠席・早退が増えた。	
2		朝からあいさつをする返事の声や表情が悪くなった。	
3	授業	すぐに保健室に行きたがる。	
4		忘れ物が多くなった。	
5		授業に集中できていないような態度になった。	
6		授業で発言した際の周囲の反応。	
7		グループ学習の際に机を離されたり、避けられたりしている。	
8	休み時間	一人で過ごすことが多くなった。	
9		遊んでいる時にも、特定の相手にひどく気を遣っているようだ。	
10		一緒にいる仲間が替わった。	
11	給食	配膳が汚い。	
12		入っていないおかずがある。	
13		盛り付けの極端な不平等	
14	清掃	重いものや汚れたものをいつも持たされている。	
15		他の人が持っている清掃用具をひどく気にする。	
16	部活動	帰りの会が終わっても、いつまでも部活動に行こうとしない。	
17		練習中一人になり、まわりから声をかけられている様子がない。	
18		一人だけ同じメニューをさせてもらっていない。	
19		周囲からの声かけが冷たい。	
20		ニックネームやあだ名で呼ばれ、表情がさえない。	
21	下校	仲間と「じゃあね」などといったやりとりがない。	
22	生活全般	グループ決めで最後に一人だけになり、なかなか決まらない。 その間も周囲から声をかけられることがない。	
23		衣服の汚れや傷が見られる。	
24		持ち物や掲示物にいたずらされている。	
25		持ち物がなくなったり壊されたりしている。	
26		表情が暗く、うつむいていることが多くなった。	
27		生活記録ノートの内容。	
28		自分の机や持ち物に気になる落書きがある。	
29		学校に来るとお腹や頭が痛くなる。	
30		いつも何かにおびえているような行動が見られる。	

※岩手県総合教育センター「いじめ対応マニュアル」および福岡県教育委員会「いじめの早期発見・早期対応の手引」を参考にした。

IV いじめ問題に対する措置

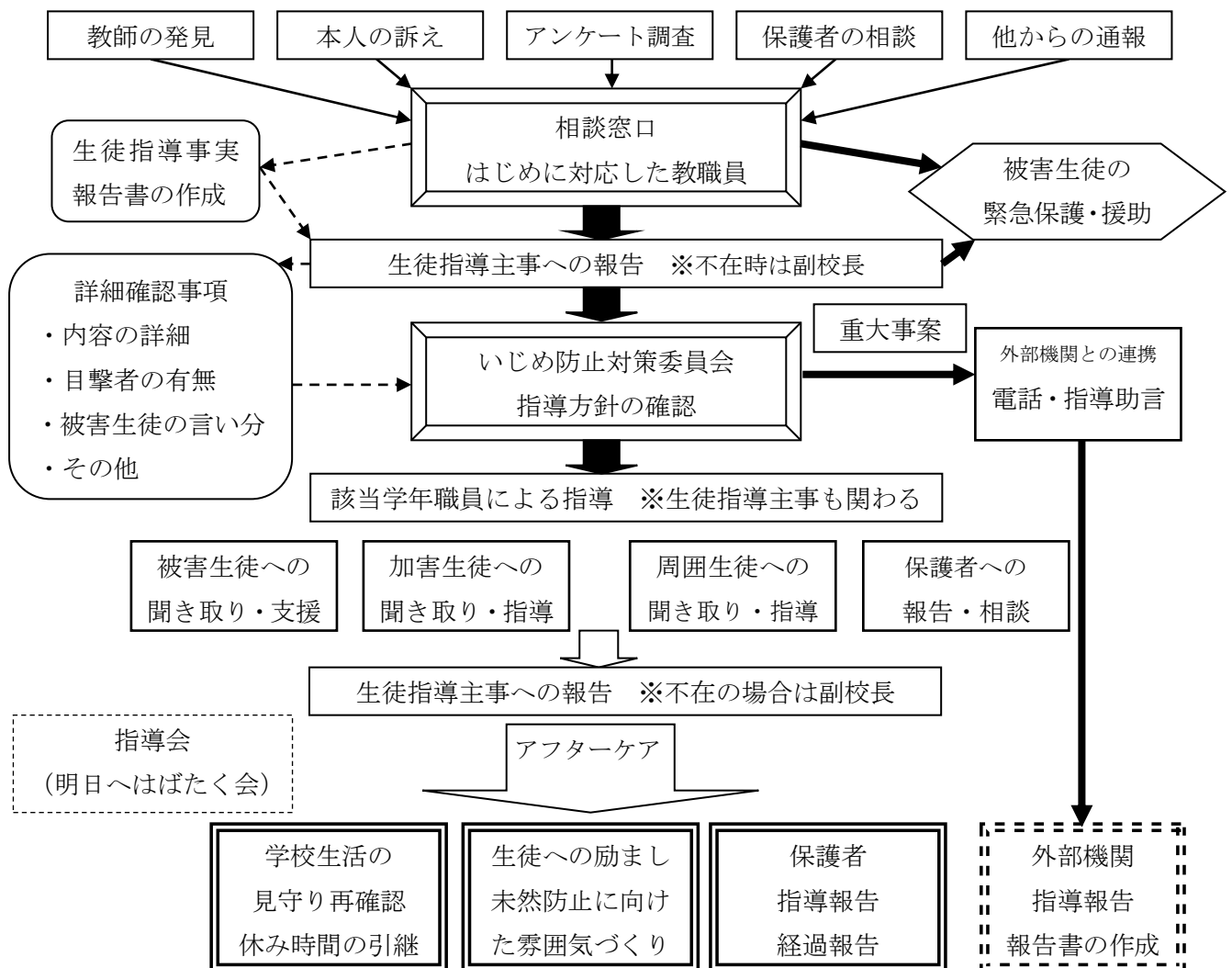
<本校の基本スタンス>

図式化した「いじめ事案対応の基本的な流れ」にもとづき、全職員共通理解のもと、組織的かつ迅速な対応を目指す。

1 素早い事実確認・報告・相談

- (1) いじめの発見または通報を受けたときは、はじめに対応した職員が速やかに「事実報告書」を作成し、生徒指導主事（不在の場合は副校長）に報告する。
- (2) 生徒指導主事（不在の場合は副校長）は、事実報告書をもとに事実の詳細を対応職員から確認し、速やかにいじめ問題対策委員会を招集。指導方針を確認する。
※重大事態または重大事態の危険が考えられる事案の場合は、市教育委員会および外部機関への連絡等も協議する。
- (3) いじめ問題対策委員会が立てた指導方針のもと、該当学年全職員は、遅くとも翌日までには指導を済ませ、その状況を生徒指導主事に報告する。
- (4) 「いじめ事案対応の基本的な流れ」を作成し、全職員共通理解を図る。

いじめ事案対応の基本的な流れ



※北名古屋市立白木中学校「平成27年度白木中学校いじめ防止基本方針」を参考にした。

2 集団への対応

- (1) 内容によっては、集団内での話し合いやアンケート、いじめを聞いて思うことなどを書かせながら、いじめに至る経緯を振り返らせ、いじめ根絶の姿勢を浸透させる。
- (2) 被害生徒のケアや加害生徒の指導で終始することなく、いじめが繰り返されることのないよう、教職員全体で支援する。

3 ネットいじめへの対応

- (1) SNSに関わるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、いじめ問題対策委員会で情報を共有すると共に、市教育委員会と連携し被害の拡大防止に努める。重大事態に及ぶ危険があると判断される場合には、警察署に通報し、指示を仰ぐ。
- (2) 被害生徒からの聞き取りや事前に把握している全校生徒の機器利用状況を参考にしながら、情報源の把握に努め、解決への糸口を探る。

V いじめの解消

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

・被害児童生徒等に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月、重大事案の場合はさらに長期間）、継続していること。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・被害児童生徒等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

VI 重大事態への対処

<本校の基本スタンス>

被害生徒への生命を守ることを最優先に考え、「重大事態の対応フロー図」にしたがい、毅然とした態度で対応する。

1 重大事態とは

- (1) いじめにより、当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合には、速やかに市教育委員会に報告する。
- (2) 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、いじめ問題対策委員会を中心にその客観的な事実関係について速やかに調査する。
- (3) 市教育委員会の指導のもと、学校としての説明責任を適切に果たすとともに、再発防止に向けた対応に努める。

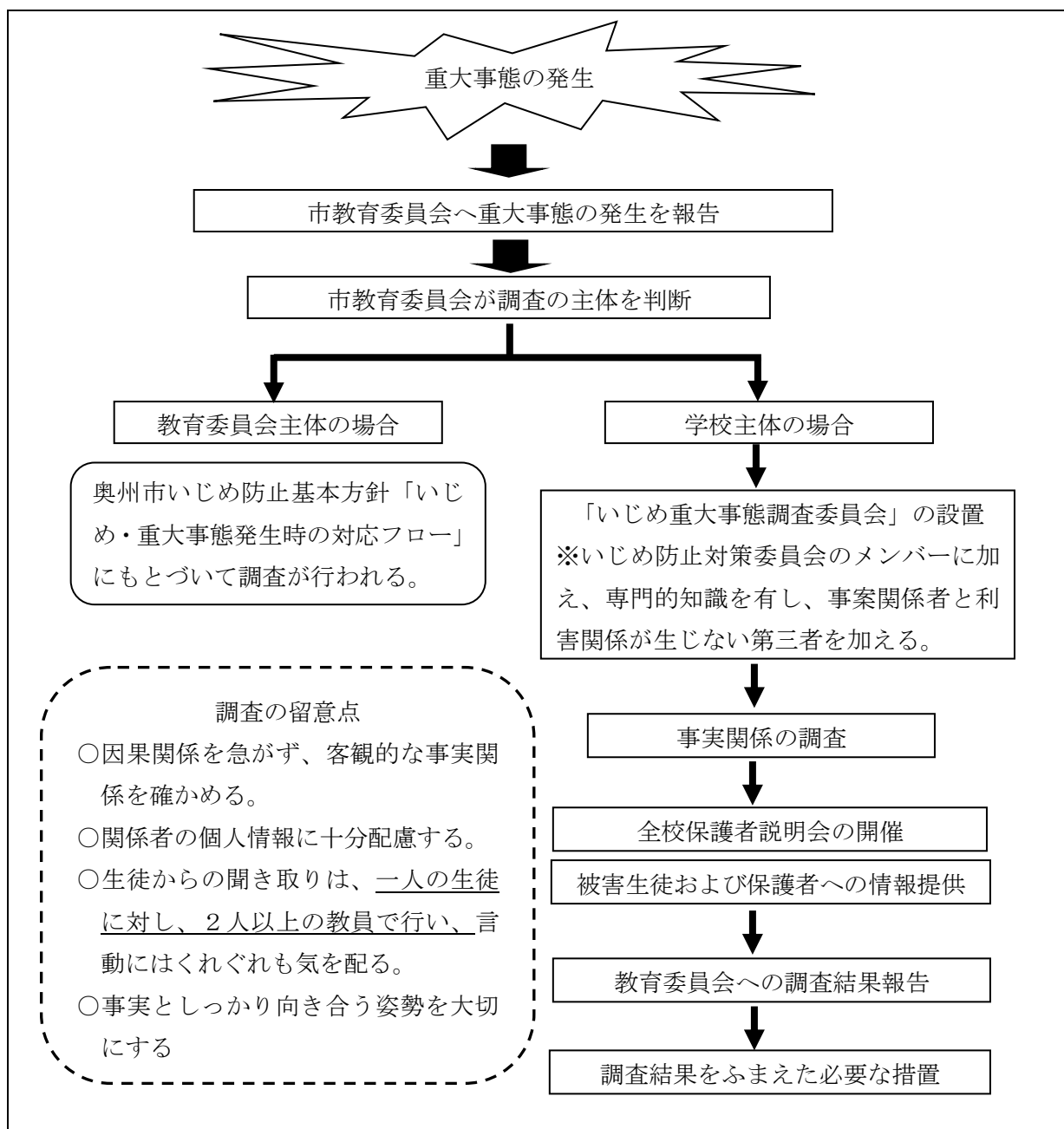
3 警察との連携

いじめが犯罪として扱われるべきものと認められる場合は、警察署と連携して対応する。

- (1) 相手を殴る（刑法208条 暴行罪）
- (2) 相手に怪我をさせる（刑法204条 傷害罪）
- (3) 相手から暴力や脅迫によって金品をだまし取る（刑法249条 恐喝罪）
- (4) 相手のものを盗む（刑法235条 窃盗罪 刑法254条 占有離脱物横領罪）
- (5) 相手のものをいやがらせて壊す（刑法261条 器物損壊罪）

重大事態の対応フロー図

※奥州市教育委員会「奥州市いじめ基本方針」、北名古屋市立白木中学校「平成27年度白木中



学校いじめ防止基本方針」を参考にした。

VII その他

- (1) この基本方針は、本校の状況に応じて、胆沢中学校いじめ防止対策委員会において点検・見直しをすすめ、全職員の了解のもと適切に改訂を行う。
- (2) 年2回実施の学校評価において、生徒の現状と自校の取組を振り返り、学校全体でいじめの防止等に適切に取り組んでいく。

Ⅷ いじめ防止に関わる年間活動計画

月	いじめ防止活動内容	教育相談・面談等	諸検査・調査等
4	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題対策委員会（方針、計画） 個別の実態把握と情報共有（職員会議） 人間関係づくり（上級生の1年生指導） 人間関係づくり（生徒会活動） 第1回いじめ防止研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問 授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭環境調査 保健調査
5	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくり（運動会） 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談（全校） 	<ul style="list-style-type: none"> 悩み、生活実態調査
6	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくり（地区中総体） 	<ul style="list-style-type: none"> P T A地区懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> Q U
7	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくり（学年毎行事） 第2回いじめ防止研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 三者面談・ 	
8	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくり（P T A親子行事） 		<ul style="list-style-type: none"> 夏休み生活実態調査
9		<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 	
10	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくり（文化祭） 第3回いじめ防止研修会（対策委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> 進路、学習相談 	<ul style="list-style-type: none"> 悩み、生活実態調査
11	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくり（生徒会引継ぎ） 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談（全校） 	<ul style="list-style-type: none"> Q U 保護者アンケート
12	<ul style="list-style-type: none"> 第4回いじめ防止研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> 進路希望調査
1			<ul style="list-style-type: none"> 冬休み生活実態調査
2	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくり（引き継ぎ会） 第5回いじめ防止研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談（希望） 	<ul style="list-style-type: none"> 悩み、生活実態調査
3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題対策委員会（成果、課題） 		

※諸行事や生徒会活動においては、適宜全校縦割り集会を取り入れ、生徒同士の人間関係づくりに努める。